

**千葉県動物公園総合案内及び入園ゲート業務委託
募集要項**

1 募集の趣旨

千葉市動物公園は年間約70万人が訪れる「種の保存」「環境教育」「調査・研究」「レクリエーション」といった社会的役割をもつ千葉市を代表する集客施設である。

本業務においては、入園料徴収を含む改札業務を適正に行うとともに、多数の来園者の多様なニーズに対し的確に対応し、丁寧かつ円滑な園内案内、電話応対等の業務を行うことを目的とし、民間事業者の有するノウハウを活用することにより、来園者サービスの向上や管理経費の縮減につなげようとするものである。

このたび、市では令和6年3月31日をもって現委託期間が満了となることに伴い、令和6年4月1日からの受託者として、来園者の利便性向上に寄与した質の高いサービスが提供でき、斬新で柔軟性のある発想力と豊富な実績を有する事業者を本プロポーザルにおいて募集する。

2 募集要項等の定義

本募集要項は、「千葉市動物公園総合案内及び入園ゲート業務委託」を委託する事業者の募集に関して必要な事項を定めるものである。本募集要項に併せて配布する次の資料も募集要項と一体の資料とし、これらの資料を含めて「募集要項等」と定義する。

「仕様書」：市が受託者に要求する業務の具体的な基準を示すもの

「様式集」：提案書等の作成に使用する様式を示すもの

3 業務の概要

- | | |
|----------------------|---|
| (1) 委 託 名 | 千葉市動物公園総合案内及び入園ゲート業務委託 |
| (2) 履 行 場 所 | 千葉市若葉区源町280番地 |
| (3) 業務の内容 | 千葉市動物公園総合案内及び入園ゲート業務仕様書のとおり |
| (3) 委 託 期 間 | 令和6年4月1日～令和7年3月31日 |
| (3) 委 託 限 度 額 | 49,643,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む） |
| (4) 支 払 条 件 | 年3回払い |
| (5) 担 当 部 署
(事務局) | 千葉市都市局公園緑地部動物公園管理班 担当：中川、堀
〒264-0037 千葉市若葉区源町280番地
電話番号 043-252-7566
E-mail dobutsu.Z00@city.chiba.lg.jp |

4 公募スケジュール

	内容	日程
1	募集要項等の公表	令和6年1月12日(金)から
2	募集要項等に関する質問の受付	令和6年1月12日(金)～19日(金)17時まで
3	募集要項等に関する質問の回答	令和6年1月23日(火)(予定)
4	参加申込書(応募書類)の提出期限	令和6年2月1日(木)17時まで
5	企画提案書提出要請	令和6年2月5日(月)までに要請者に通知
6	企画提案書の提出期限	令和6年2月15日(木)17時まで
7	プレゼンテーション	令和6年2月24日(土)(予定)
8	選定結果の通知	令和6年2月下旬

5 参加資格

本プロポーザルに参加する者は、次に掲げる条件を満たすものとする。

- (1) 国内に本店又は本社等を有する法人その他の団体であること(株式会社、任意団体等組織形態は問わない)。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者
 - イ 当該業務の参加表明書提出日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者
 - ウ 会社更生法(平成14年法律第154号)の更生手続開始の申立てがなされている者
 - エ 民事再生法(平成11年法律第225号)の再生手続開始の申立てがなされている者
 - オ 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領(昭和60年8月1日施行)及び千葉市建設工事請負業者等指名停止措置要領(平成29年5月23日施行)に基づく指名停止措置等を受託候補者決定までの間に受けている者
 - カ 千葉市内において、都市計画法(昭和43年法律第100号)に違反している者
 - キ 千葉市暴力団排除条例(平成24年千葉市条例第36号)第9条に規定する暴力団員等又は暴力団密接関係者
 - ク 千葉市外郭団体指導要綱に定める市の外郭団体(株式会社を除く)
 - ケ 破産法(平成16年法律第75号)の規定により破産の申し立てがなされている者
 - コ 法人税、地方税並びに消費税及び地方消費税を完納していない者(徴収猶予を受けている時は滞納していないものとみなす。)
 - サ 地方自治法第244条の2第11項の規定により、千葉市又は他の地方公共団体から指定を取り消され、その取り消しの日から2年間を経過しない者(指定管理者の指定取り消

し)

(3) 平成25年度から令和4年度までに、動物園、水族館、博物館等社会教育施設又はレクリエーション施設(年間10万人以上の利用実績をもつ)において、同種業務(来園者等から入園料及び使用料等を徴収する業務及び案内業務)の元請けとしての履行実績があること。

(4) 共同企業体等にあたっては、次の要件を満たしていること。

ア すべての構成員について、(1)、(2)の要件を満たしていること。

イ 共同企業体等に関する契約書等を締結していること。

ウ 各構成員は、ほかの共同企業体等の構成員として又は単独で本プロポーザルに参加していないこと。

6 参加手続き

(1) 提出書類及び提出部数

ア 応募書類 各1部

(ア) 企画提案参加申込書(様式第1号)

(イ) 会社概要(様式第2号)(会社のパンフレットで代用可)

(ウ) 誓約書(様式第5号)(様式第6号)

(エ) 応募企業・団体の定款、寄附行為、規約※2 様式自由

(オ) 応募企業の現在事項全部証明書の写し・応募団体の役員名簿※2

発行日は参加申込日から3カ月以内のもの

(カ) 代表者の印鑑証明書※2

発行日は参加申込日から3カ月以内のもの

(キ) 財務諸表(損益計算書、貸借対照表及び株主資本等変動計算書の写し)※2

直前で確定申告を終えた営業年度に関するもの

(ク) 納税証明書の写し※2

(法人税、消費税及び地方消費税、法人都道府県民税、法人市町村民税、法人事業税及び特別法人事業税)

(ケ) 共同企業体等一覧表(様式第3号)※2

(コ) 委任状(共同企業体等)(様式第4号)※2

(サ) 共同企業体の構成員間での契約書等※1

(シ) 同種業務等の履行実績(様式第7号)

(ほかに契約書の写しなど)※履行実績は、5参加資格(3)のとおり

※1 共同企業体で申し込む場合のみ提出すること。

※2 共同企業体で申し込む場合、すべての構成員について提出すること。

イ 企画提案書 8部

(ア) 提出する8部のうち1部のみ社名を記載し、残り7部は無記名とすること。

企画提案書を記録した電子媒体（CD-R 又は DVD-R） 1 枚を併せて提出すること。

下記の項目について、順番に、簡潔かつ具体的に記述すること。

書式の定めがあるもの以外は A 4 版、横書きで作成すること。

(イ) 仕様書記載の内容を熟読した上で、「7 審査方法及び評価項目（2）評価項目及び配点」に記載の「評価項目」と「評価の着眼点」を踏まえ、下記の項目に沿って可能な限り具体的かつ詳細な説明を含んだ提案書を作成すること。

a. 統括責任者の業務実績（様式第 8 号）

b. 業務従事者の業務実績（様式第 9 号）

c. 業務の実施体制（様式第 10 号）

d. 人工配置（様式第 14 号、様式 15 号）

※仕様書別添 4 人工配置表（入園ゲート、総合案内）を参考とすること

e. 事故・災害発生時の体制及び救命救急訓練等

f. 接客業務及び来園者サービス向上の考え方

g. 従業員教育の方針（研修、情報共有、能力向上策等、個人情報取扱）

h. 園内活動（イベント、教育普及業務、ボランティア）支援

i. 千葉市民の雇用、現在の職員の継続雇用への配慮やその他市の施策への配慮

j. その他、任意の提案事項

k. 提案価格書（様式第 11 号）

l. 積算内訳書 様式任意 ※作業ごとの内訳を記載

(2) 提出期限

応募書類 令和 6 年 2 月 1 日（木） 17 時必着とする。

企画提案書 令和 6 年 2 月 15 日（木） 17 時必着とする。（要請者のみ）

(3) 提出方法

持参又は郵送すること。

なお、郵便事故等を防ぐために簡易書留やレターパックなど、郵便物の追跡が可能な方法での提出を推奨する。

(4) 提出先 千葉市都市局公園緑地部動物公園管理班 担当：中川、堀

〒264-0037 千葉市若葉区源町280番地

電話番号 043-252-7566

E-mail dobutsu.Z00@city.chiba.lg.jp

(5) その他

1 事業者 1 参加申込とする。

(6) 質問の受付・回答

ア 質問の提出方法

質問書（様式第 12 号）を使用して作成し、電子メールで提出すること。

なお、電子メール到着確認のため、送信後は必ず担当部署へ電話で確認すること。

イ 質問の受付期間

令和 6 年 1 月 12 日（金）から令和 6 年 1 月 19 日（金） 17 時必着

ウ 回答方法

令和 6 年 1 月 23 日（火）までに、千葉市ホームページにおいて公表する。

なお、質問の回答内容については、本募集要項の追加又は修正とみなす。

(7) 現地説明会

現地説明会は実施しないが、見学を希望する者は担当部署へ電話で連絡すること。

(8) 辞退

本プロポーザルへの参加申込後、参加を辞退する場合は、辞退届を提出すること。

ア 提出書類 辞退届（様式第13号） 1部

イ 提出先 「6 参加手続き（4）提出先」と同じ

7 審査方法及び評価項目

(1) 審査方法及び結果の通知

ア 審査は、千葉市動物公園に設置する委員会において、提出された企画提案書に基づいてプレゼンテーションを行い、企画提案書の内容を精査・評価のうえ、最優秀提案1件を決定する。

イ 提案者のプレゼンテーションへ出席できる人数は、5名以内とする。

出席者は、応募者及びその構成員に所属する方に限る。

ウ 説明は、提出した企画提案書の資料を基に行い、追加の資料配布は認めない。

エ プレゼンテーションの詳細な日時などは、別途調整のうえ、通知する。

開催日 令和6年2月24日（土）（予定）

開催場所 千葉市動物公園内 管理事務所 2階会議室（予定）

オ プレゼンテーションは15分以内、質問時間は15分程度を予定する。

プレゼンテーションの際は、提案者各自のパソコンを使用すること。

カ 審査の結果は、決定後、速やかに提案者に電子メールで通知するとともに、千葉市ホームページで公表する。（最優秀提案者のみ事業者名を公表する）

なお、審査内容に関する質問や選定結果に関する異議申立ては受付けない。

キ 評価点の合計点が最も高い応募事業者が複数いる場合は、委員による審議により決定する。

ク 応募者が1者であっても評価を行う。ただし、最優秀提案として適当でないと認められる場合は、優先交渉権者を選定しないことがある。

ケ 委員全員の合計点が5割以上に達した者を選定の対象とする。

コ 審査項目のうち、「任意提案」の項目を除き、委員のうち二人以上が0点をつけた項目がある場合は失格も含めた協議の対象とし、委員全員が0点をつけた項目がある場合は失格とする。

サ 委員全員の合計点が最も高い提案者及びその次点の提案者を契約締結候補者とする。

審査の結果、合計総評価点が同点になった場合は、委員の合議により決定する。

(2) 評価項目及び配点

審査は、次に示す観点から、審査する。評価項目と各配点は以下のとおり。

評価項目		評価事項	配点	計
業務遂行の体制	同種業務の実績	・同種業務実績を有するか(様式7)	5	35
	実施体制	・業務を円滑に行うための実施体制が整っているか(様式10)	5	
		・経験・実績がある者を配置しているか(様式8、9)	10	
	人員配置	・提示した人工配置表の配置人員を満たしているか(様式14、15)	10	
緊急時対応	・事故・災害時・緊急時の体制が整っているか ・応急処置等の救急救命訓練等の実施の有無	5		
具体的な業務内容	業務の理解度	・仕様の内容を十分に理解しているか ・動物公園の現状をよく理解しているか ・市の施設であることや公共性について理解しているか	5	10
	業務支援	・園内活動(イベント、教育普及活動、ボランティア)支援への理解があるか	5	
接客及びサービス向上策	接客業務の考え方	・動物公園における接客についての考え方が適切であるか ・クレーム対応についての考え方、体制、対応方法、改善策検討方針が十分か ・来園者に寄り添った考え方となっているか	20	60
	研修	・新人研修やフォローアップなどが実施されているか ・従業員の能力向上策が検討されているか ・接遇研修、クレーム対応研修の実施方法、回数は適切であるか	20	
	従業員間の情報共有	・情報共有体制(会議の実施、回数など)は適切であるか ・マニュアル作成方法、従業員への共有方法は適当か	10	
	個人情報等の扱い	・個人情報を取り扱うことについてきちんと理解しているか ・来園者に配慮した姿勢が見られるか	10	
その他	雇用その他市の施策	・千葉市民の雇用、現在の職員の継続雇用、男女共同参画社会の推進や環境保全を進めるための取組など市の施策についての考え方が具体的に記述されているか	5	15
	任意提案	そのほか、独自に提案するサービス向上策、業務改善提案など(例、英語案内スタッフの配置、来園者目線での効果的な案内方法など)	10	
合計			120	120

8 契約

- (1) 委員会において、最優秀提案と決定した提案を提出した者を優先交渉権者とし、詳細な業務内容及び契約条件について、千葉市と協議・合意した後に委託契約を締結する。
なお、協議の結果、企画案の一部が変更となる場合がある。
- (2) 前項の交渉が不成立となった場合は、順次、次点以下の提案者と交渉を行い、委託契約を締結する。
- (3) 契約にあたっては、契約書を2通作成し、各1通を保有する。
- (4) 契約相手方は、この契約と同時に、契約金額の100分の10以上の金額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、千葉市契約規則(昭和40年千葉市規則第3号)第29条に該当する場合は、免除とする。
- (5) 委託料の支払いについては、年3回払いとする。
- (6) この契約は、令和6年度予算が千葉市議会において議決されることをもって効力発揮するものとする。
なお、契約しなかった場合においても、応募者が本委託業務を実施するために支した費用(準備行為を含む)、提供したノウハウの対価等については、一切補償しない。

9 企画提案の無効・失格に関する事項

次のいずれかに該当する場合は、無効又は失格とする。

- (1) 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合
- (2) 企画提案書類に虚偽の記載や重要な誤脱があった場合
- (3) 提案価格書記載の金額が委託限度額を超えた場合
- (4) 会社更生法等の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる状態になった場合
- (5) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (6) その他、企画提案にあたり著しく信義に反する行為があった場合
- (7) 参加資格要件に該当しないことが判明した場合
- (8) プレゼンテーションの日時に参集が出来なかった場合

10 その他留意事項

- (1) 書類等の作成に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 企画提案書の作成及び提出に関する費用は、提案者の負担とする。なお、提出された企画提案書類は返却しない。
- (3) 企画提案書等の提出期限以降の変更、差替え及び再提出は認めない。
- (4) 採択された企画提案書の著作権は、千葉市に帰属するものとする。
- (5) 企画提案の審査は、提出された内容に基づいて行うが、採用決定後、提案された内容について必要に応じ、千葉市と提案者の協議のうえ、修正を依頼する場合がある。
- (6) 業務の一部について、他社に委託する際は、事前に千葉市の承諾を受けることとする。
- (7) 応募書類は、千葉市情報公開条例（平成12年千葉市条例第52号）の規定に基づき開示請求されたときは、公にすることにより当該法人又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、開示の対象とする。
ただし、審査期間中は、第7条第1項第6号の規定に基づき、開示の対象としない。
- (8) 本企画提案に関連し、知り得た情報については、千葉市の承諾を得ることなく、第三者に漏らしてはならない。